

9.4 自然との触れ合い活動の場

9.4.1 現況調査

(1) 調査事項及びその選択理由

自然との触れ合い活動の場の現況調査の調査事項及び選択理由は、表9.4-1に示すとおりである。

表 9.4-1 調査事項及び選択理由

調査事項	選択理由
①自然との触れ合い活動の場等の状況	事業の実施に伴い自然との触れ合い活動の場の状況、機能及び利用経路の変化が考えられることから、左記の事項に係る調査が必要である。
②地形等の状況	
③土地利用の状況	
④法令等による基準等	
⑤東京都等の計画等の状況	

(2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とした。

(3) 調査方法

1) 自然との触れ合い活動の場等の状況

調査は、既存資料調査及び現地調査によった。

ア. 既存資料調査

調査は、既存資料を用い、計画地及びその周辺の公園等の施設の名称、位置、目的、施設別の活動内容、周辺駅からの利用経路等を整理した。

イ. 現地調査

現地調査により、計画地及びその周辺の公園等の施設における自然との触れ合い活動の状況を確認した。

調査期間は、表9.4-2に示すとおりである。

表 9.4-2 調査期間

調査項目	調査時期	調査日	調査時間帯
自然との触れ合い活動の場調査	春季	平日：平成 26 年 5 月 14 日(水) 休日：平成 26 年 5 月 11 日(日)	6：30～17：00
	夏季	平日：平成 26 年 8 月 8 日(金) 休日：平成 26 年 8 月 9 日(土)	6：30～17：00
	秋季	平日：平成 26 年 11 月 4 日(火) 休日：平成 26 年 11 月 3 日(月・祝)	6：30～16：30
	冬季	平日：平成 27 年 1 月 16 日(金) 休日：平成 27 年 1 月 17 日(土)	6：30～16：30

2) 地形等の状況

調査は、「地形図」(国土地理院)、「土地条件図」(国土地理院)等の既存資料の整理によった。

3) 土地利用の状況

調査は、「東京の土地利用 平成 23 年東京都区部」(平成 25 年 5 月 東京都都市整備局) 等の既存資料の整理によった。

4) 法令等による基準等

調査は、都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）、都市公園法（昭和 43 年法律第 100 号）の法律の整理によった。

5) 東京都等の計画等の状況

調査は、「江東区都市計画マスタープラン」（平成 23 年 3 月 江東区）等の既存資料の整理によった。

(4) 調査結果

1) 自然との触れ合い活動の場等の状況

ア. 自然との触れ合い活動の場の状況

自然との触れ合い活動の場としては、緑や水辺空間といった自然に親しむことができる公園や、「観光まちあるきガイド」（平成 21 年 2 月 江東区）に設定された遊歩道等を抽出した。

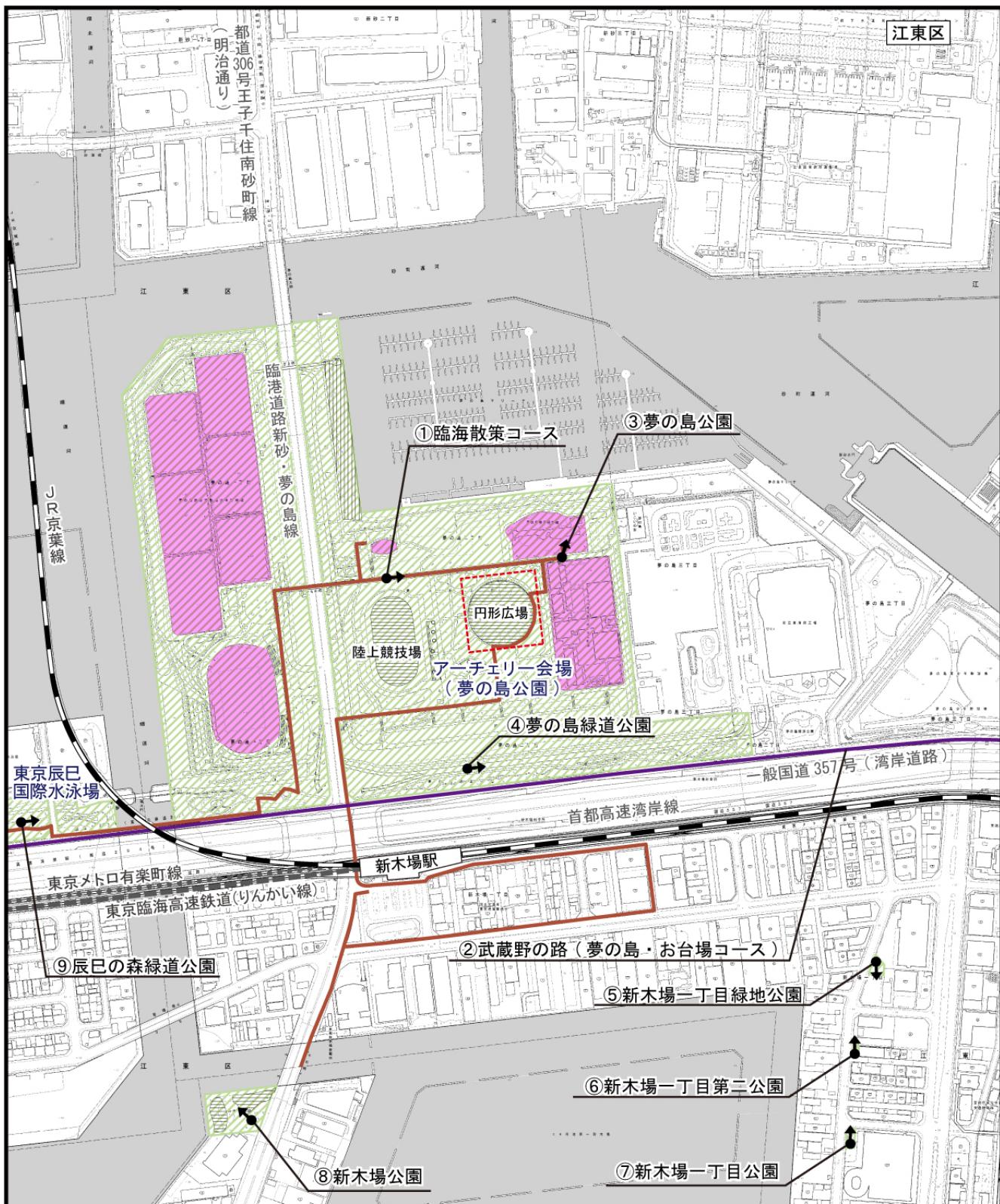
計画地は夢の島公園内の多目的コロシアムであり、見晴らしの良い芝地が広がり、その周囲にはマテバシイやサクラ類の植栽が見られる。

計画地周辺には、計画地を含む夢の島公園のほか、一般国道 357 号（湾岸道路）を挟んで南側には新木場公園、南東側には新木場一丁目緑地公園、新木場一丁目第二公園、新木場一丁目公園が存在する。また、計画地及びその周辺には江東区が設定した「臨海散策コース」が存在する。

自然との触れ合い活動の場等の名称及び位置は表 9.4-3 及び図 9.4-1 に、状況は写真 9.4-1(1) 及び(2) に示すとおりである。

表 9.4-3 自然との触れ合い活動の場の名称及び位置

区分	番号	名称	位置	目的等
遊歩道、道路	①	臨海散策コース	辰巳駅－辰巳の森緑道公園－かもめ橋－第五福竜丸展示館－夢の島熱帶植物館－夢の島公園－木材・合板博物館－貯木場－新木場駅（約 5.1km）	明るく開放感のあるベイエリアの風景を眺めながら、公園や植物園等のヒーリングスポットや、第五福竜丸展示館や木材・合板博物館等、知的な思索に耽りながら見どころを廻る散策コース。
	②	武蔵野の路（夢の島・お台場コース）	葛西臨海公園－若洲海浜公園－夢の島公園－辰巳の森海浜公園－東京テレポートタワー－お台場－船の科学館（約 16.7km）	武蔵野の路は、自然・歴史・文化にふれながら東京を周回する全長約 270km の散策路であり、夢の島・お台場コースは東京湾の眺望と共に海浜公園、スポーツ公園、史跡公園が連続する散策コースである。
公園、児童遊園	③	夢の島公園	江東区夢の島（約 433,212m ² ）	運河と水路に囲まれた埋立地に造られた公園。熱帯植物館や競技場、第五福竜丸展示館を備えており、約 120 本のサクラがあり、のんびりと四季を通じてさまざまな野草が観察できる。
	④	夢の島緑道公園	江東区夢の島一丁目・二丁目・三丁目（約 105,094m ² ）	夢の島公園に隣接した緑道公園で、藤棚やベンチが設置され、園内には起伏のある園路が整備されている。
	⑤	新木場一丁目緑地公園	江東区新木場 1-10-3（約 588m ² ）	新木場一丁目の倉庫・運輸関係施設に囲まれた街区公園。芝生の広場と砂場があり、ベンチが設置されている。
	⑥	新木場一丁目第二公園	江東区新木場 1-11-6（約 114m ² ）	新木場一丁目の倉庫・運輸関係施設に囲まれた街区公園。水飲み場とベンチが設置されている。
	⑦	新木場一丁目公園	江東区新木場 1-12-8（約 492m ² ）	新木場一丁目の倉庫・運輸関係施設に囲まれた街区公園。カラフルな遊具と水飲み場、ベンチが設置されている。
	⑧	新木場公園	江東区新木場 2 丁目（約 7,596m ² ）	砂町運河に隣接した海上公園。なだらかな丘になっており、バーベキューのできる多目的広場と芝生広場がある。運河沿いでは釣りが楽しめる。
	⑨	辰巳の森緑道公園	辰巳の森緑道公園（約 145,503m ² ）	辰巳の森海浜公園に隣接した公園で長い園路、広場がある。園内には、花木も多く四季折々に楽しめる。芝生の広場には、遊具、小山もある。園内はサイクリング、ジョギングやウォーキングコースが整備されている。



凡 例

- 計画地
- JR
- 東京臨海高速鉄道(りんかい線)
- 地下鉄

⌚ 写真撮影地点

- | | |
|--|-------------------|
| | 公園等 |
| | 休息 |
| | 広場遊戯 |
| | 施設遊戯 |
| | 集会 |
| | 臨海散策コース |
| | 武藏野の路(夢の島・お台場コース) |



Scale 1:10,000

0 100 200 400m

図9.4-1 施設の状況(夢の島公園)



①臨海散策コース



②武蔵野の路（夢の島・お台場コース）



③夢の島公園



④夢の島緑道公園



⑤新木場一丁目緑地公園



⑥新木場一丁目第二公園



⑦新木場一丁目公園



⑧新木場公園

写真 9.4-1(1) 自然との触れ合い活動の場の状況



⑨辰巳の森緑道公園

写真 9.4-1(2) 自然との触れ合い活動の場の状況

イ. 自然との触れ合い活動の場が持つ機能

計画地は夢の島公園内の多目的コロシアムであり、見晴らしの良い芝地が広がり、その周囲にはマテバシイやサクラ類の植栽が見られる。このため、計画地は広場遊戯や散策、休息等の自然との触れ合い活動の場となっている。計画地周辺には、計画地を含む夢の島公園内のほか、南側に新木場公園、南東側に新木場一丁目公園等があり、各施設内には広場、ベンチ、水飲み場、トイレ等が設置されている。また、夢の島公園内を中心とした臨海散策コースが存在する。

平日の利用形態としては、各公園や散策コースで散歩のほか、周辺施設で働く人々の休息利用が多く見られている。周辺の住居地域が少ないことから、平日の利用者は少ない傾向が見られた。

休日の利用形態としては、夢の島公園内の散策、休息のほか、家族づれでボール遊び等の広場遊戯が見られた。また、夢の島公園内は、夢の島熱帯植物館や第五福竜丸展示館を訪れる利用者の利用経路となっている。計画地南側の新木場公園では、多目的広場でのバーベキュー利用や、運河沿いで釣り人が見られた。一方、新木場一丁目公園の周辺では、休日の利用者はほとんど見られなかった。夢の島公園、新木場公園及び臨海散策コースでの散歩、休息、サイクリング、ジョギング、釣り等の利用者数は、平日よりも休日に多く確認された。

表 9.4-4 自然との触れ合い活動の場が持つ機能

区分	番号	名称	場が持つ機能
遊歩道、道路	①	臨海散策コース	夢の島公園と辰巳の森緑道公園の園内を通るコースでは、四季折々の花木を楽しみながら散策する利用者やジョギング、サイクリング等の利用が見られる。新木場駅の南側では、貯木場や木材・合板博物館を見学しながらの散策が見られる。
	②	武藏野の路（夢の島・お台場コース）	夢の島緑道公園と辰巳の森緑道公園と隣接するコースでは、四季折々の花木を楽しみながらサイクリングをする利用者が見られる。
公園、児童遊園	③	夢の島公園	夢の島公園東側には芝生の広がる多目的コロシアムがあり、家族連れの散策や休息、ボール遊び等が見られる。園内には 10,000 本以上の高木が植栽され、四季折々の花木を楽しみながら、散策やジョギングが楽しめる。
	④	夢の島緑道公園	公園内の西側には高木が植栽され、花木や藤棚を見ながら散策や休息利用が見られる。園内東側の海沿いの散策路では、ジョギングやサイクリング、ウォーキング利用が見られる。
	⑤	新木場一丁目緑地公園	倉庫・運輸関係施設に囲まれた公園で、周辺で働く人々の憩いの場として散策や休息利用が見られる。
	⑥	新木場一丁目第二公園	倉庫・運輸関係施設に囲まれた公園で、周辺で働く人々の憩いの場として散策や休息利用が見られる。
	⑦	新木場一丁目公園	倉庫・運輸関係施設に囲まれた公園で、周辺で働く人々の憩いの場として散策や休息利用が見られる。
	⑧	新木場公園	なだらかな丘にある多目的広場と芝生広場では、散策や広場遊戯、バーベキュー等の利用が見られる。また、運河沿いでは釣り利用が見られる。
	⑨	辰巳の森緑道公園	一般国道 357 号（湾岸道路）に隣接した東西に長い園路内には植樹帯が多く、四季折々の花木を楽しめる園路は散策、サイクリング、ジョギング等の利用が見られる。また、小山と遊具のある芝生広場は、親子連れの広場遊戯や休息利用が見られる。

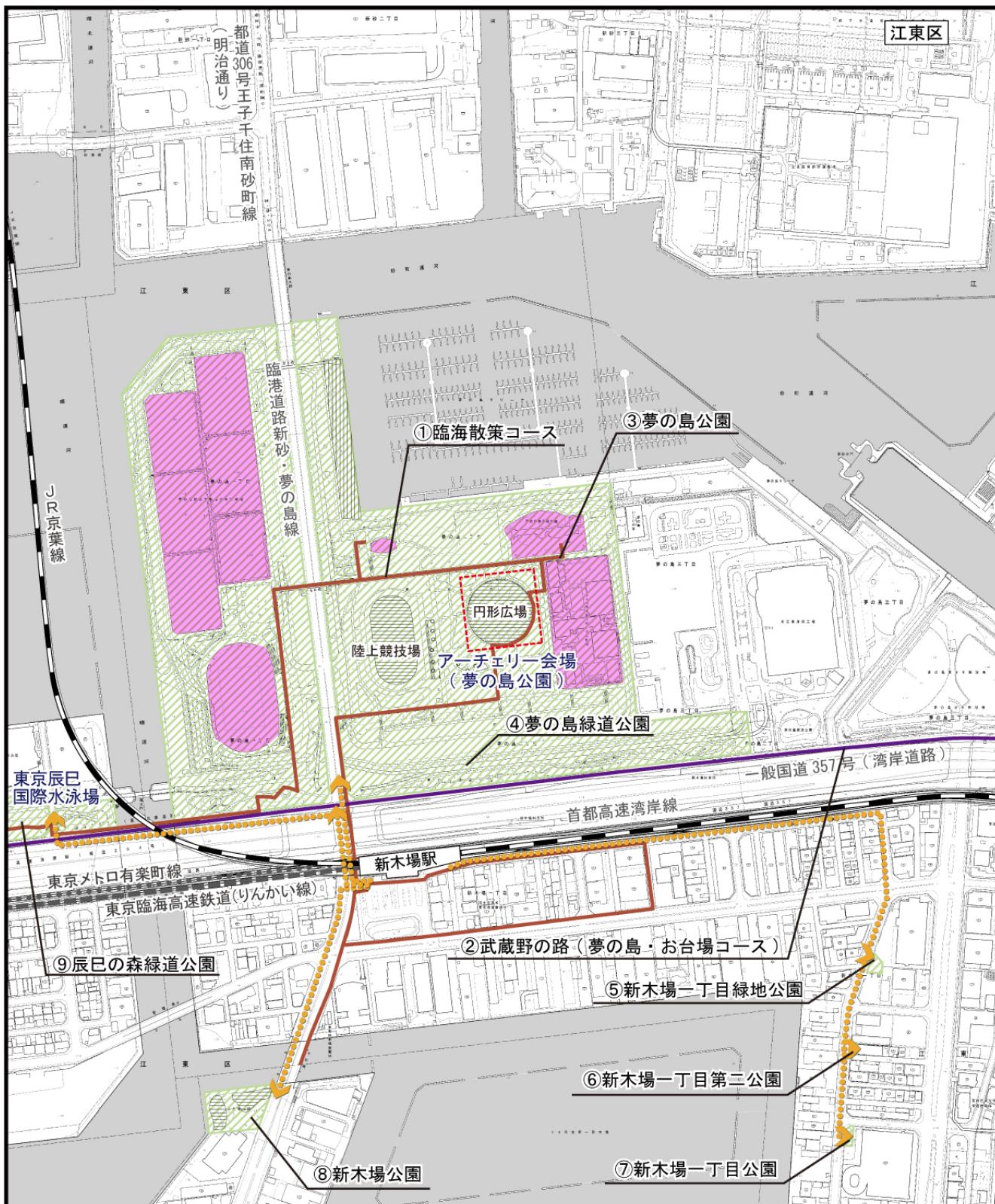
ウ. 自然との触れ合い活動の場までの利用経路

アクセス経路（歩行者動線計画）の状況は、「7.2.4 事業の基本計画（5）歩行者動線計画」（p. 10 参照）に示したとおりである。

また、鉄道路線の各駅からのアクセス経路と所要時間は、表 9.4-5 及び図 9.4-2 に示すとおりである。

表 9.4-5 自然との触れ合い活動の場までの利用経路の状況

区分	番号	名称	駅名	距離	標準所要時間
遊歩道、 道路	①	臨海散策コース	新木場駅	0m	約 0 分
	②	武蔵野の路（夢の島・お台場 コース）	新木場駅	280m	約 3 分
公園、 児童遊 園	③	夢の島公園	新木場駅	400m	約 6 分
	④	夢の島緑道公園	新木場駅	290m	約 3 分
	⑤	新木場一丁目緑地公園	新木場駅	1,000m	約 13 分
	⑥	新木場一丁目第二公園	新木場駅	1,200m	約 15 分
	⑦	新木場一丁目公園	新木場駅	1,600m	約 20 分
	⑧	新木場公園	新木場駅	600m	約 8 分
	⑨	辰巳の森緑道公園	新木場駅	700m	約 9 分



凡 例

- 計画地
- 公園等
- 休息
- 広場遊戯
- 施設遊戯
- 集会
- 臨海散策コース
- 武藏野の路（夢の島・お台場コース）
- 地下鉄
- ➡ 利用経路



Scale 1:10,000

0 100 200 400m

図9.4-2
自然との触れ合い活動の場までの
利用経路

2) 地形等の状況

地形の状況は、「9.1 生物の生育・生息基盤 9.1.1 現況調査 (4)調査結果 2)地形・地質の状況」(p. 29 参照)に示したとおりである。計画地及びその周辺は沖積平野に位置し、埋め立てによる人工地形となっている。

3) 土地利用の状況

土地利用の状況は、「9.1 生物の生育・生息基盤 9.1.1 現況調査 (4)調査結果 7)土地利用の状況」(p. 39 参照)に示したとおりである。計画地の土地利用は公園・運動場等となっている。また、計画地周辺の土地利用は、夢の島公園の東側は工場地帯であり、夢の島大橋の北側及び一般国道 357 号(湾岸道路)の南側は供給処理施設、倉庫・運輸関係施設、事務所建築物や教育文化施設等の混合用途の市街地となっている。

4) 法令等による基準等

自然との触れ合い活動の場に関する法令等による基準等は、表 9.4-6 に示すとおりである。

表 9.4-6 自然との触れ合い活動の場に関する法令等

法令・条例等	責務等
都市緑地法 (昭和 48 年法律第 72 号)	<p>(目的) 第一条 この法律は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図り、もつて健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする。 (国及び地方公共団体の任務等) 第二条 国及び地方公共団体は、都市における緑地が住民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、都市における緑地の適正な保全と緑化の推進に関する措置を講じなければならない。 (緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画) 第四条 市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を定めることができる。</p>
都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号)	<p>(目的) 第一条 この法律は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。 (国、地方公共団体及び住民の責務) 第三条 国及び地方公共団体は、都市の整備、開発その他都市計画の適切な遂行に努めなければならない。</p>

5) 東京都等の計画等の状況

自然との触れ合い活動の場に関する東京都等の計画等は、表 9.4-7 に示すとおりである。

表 9.4-7 自然との触れ合い活動の場に関する計画等

関係計画等	目標・施策等
夢の島公園マネジメントプラン (平成 27 年 5 月東京都建設局)	「夢の島公園マネジメントプラン」は、今後新たな 10 年間を見据えた公園づくりに必要な目標を設定し、当該目標を実現するための計画・整備・管理に係る基本的な取組方針を定めている。 目標 1：東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて準備する都立公園 目標 2：日本の熱帯植物を後世に引継ぎ世界に発信する都立公園 目標 3：民間活力の導入による新たな魅力を持った都立公園 目標 4：地震災害時への対応のため、防災機能を強化・充実した都立公園 目標 5：スポーツによる健康づくりの場となる都立公園
江東区都市計画マスタープラン (平成 23 年 3 月江東区)	(南部地区のまちづくりの目標) ～水とみどり豊かな環境が共生した複合市街地の形成～ ・湾岸道路より北側では、水辺の眺望景観を生かした、うるおいのある居住環境の形成とともに、学校等の公共公益施設等の適切な配置、生活の豊かさ向上に寄与する文化・レクリエーション等の機能を整備します ・湾岸道路より南側では、国際コンベンション機能の充実やファッション、商業、業務機能、宿泊機能の誘導により活気とにぎわいのある拠点形成を図ります。

9.4.2 予測

(1) 予測事項

予測事項は以下に示すとおりとした。

- 1) 自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度
- 2) 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度
- 3) 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、東京 2020 大会の実施に伴う建設工事等において、自然との触れ合い活動の場及び自然との触れ合い活動に変化が生じると思われる時点とし、大会開催前、大会開催中、大会開催後のそれぞれ代表的な時点又は期間のうち、大会開催前とした。

(3) 予測地域

予測地域は、計画地及びその周辺とした。

(4) 予測手法

予測手法は、自然との触れ合い活動の場の位置、区域及び分布状況並びに活動内容と東京 2020 大会大会計画とを比較（重ね合わせなど）する方法によった。

(5) 予測結果

1) 自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度

計画地内は夢の島公園内の多目的コロシアムであり、見晴らしの良い芝地が広がり、広場遊戯や散策、休息等の自然との触れ合い活動の場となっている。また、計画地内は遊歩道「臨海散策コース」の経路の一部に位置付けられている。事業の実施により、計画地内の現況の利用形態による自然との触れ合い活動の場と、遊歩道「臨海散策コース」の一部が改変されるが、フィールドには約 20,000m²の張芝を行う計画であり、新たな場として活用される。計画地周辺の夢の島公園内では、散策、休息、広場遊戯等、計画地内の多目的コロシアム周辺と同様の利用が見られており、これらの自然との触れ合い活動の場は、事業による改変は生じない。また、「7. アーチェリー会場（夢の島公園）の計画の目的及び内容 7.2 内容 7.2.6 供用の計画」(p. 15 参照) に示したとおり、大会後にはアーチェリーを中心に様々なスポーツの機会を提供し、広く一般に供用する計画であることから、新たな自然との触れ合い活動の場として活用されると予測する。

なお、江東区の「臨海散策コース」については、江東区観光協会が実施するまちあるきガイドサービスにより代替機能が確保される。

2) 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度

事業の実施により、建設機械の稼働に伴う大気汚染、騒音・振動、工事用車両の走行に伴う影響が考えられるが、排出ガス対策型建設機械及び低騒音型建設機械の採用、低公害型の工事用車両の極力採用、不要なアイドリングの防止等のミティゲーションを実施することにより、その影響を低減する。

計画地周辺の夢の島公園内では、散策、休息のほか、家族づれでボール遊び等の広場遊戯が見られた。また、夢の島公園内は夢の島熱帯植物館や第五福竜丸展示館を訪れる利用者の利用経路となっている。これらの計画地周辺の自然との触れ合い活動の場を直接改変することはない。このため、建設

機械の稼働及び工事用車両の走行におけるミティゲーションの実施により、周辺地域における自然との触れ合い活動は継続されると予測する。

3) 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

事業の実施に伴う工事用車両の走行については、計画地周辺の自然との触れ合い活動の場への利用経路のほとんどが、近接する駅等から歩道や歩道橋によって歩車分離が確保されている。また、夢の島公園内の一般来園者の通行ルートと工事用車両の走行ルートが重複する区間については、道路保安用品による歩車分離等も含めた交通安全対策の実施や交通整理員の適切な配置を行うことから、工事用車両の走行による影響は小さいと予測する。

また、夢の島公園内は夢の島熱帯植物館や第五福竜丸展示館を訪れる利用者の利用経路として利用されていることから、夢の島公園内の園路等を占用する工事を行う場合には、代替路を設定するとともに、交通整理員の配置等を計画し、夢の島熱帯植物館等夢の島公園内の施設へのアクセス経路を確保する予定である。

9.4.3 ミティゲーション

(1) 予測に反映した措置

- ・フィールドには約 20,000m²の張芝を行う計画としている。
- ・排出ガス対策型建設機械及び低騒音型建設機械の採用により、大気汚染、騒音の低減に努める。
- ・低公害型の工事用車両を極力採用し、不要なアイドリングの防止を徹底する計画である。
- ・計画地からの工事用車両の出入りに際しては交通整理員を配置し、交通渋滞とそれに伴う大気汚染、騒音・振動の低減に努める。
- ・一般来園者の通行ルートにおける道路保安用品による歩車道分離等も含めた交通安全対策の実施、交通整理員の適切な配置を行う。
- ・夢の島公園内の園路等を占用する工事を行う場合には、代替路を設定するとともに、交通整理員の配置等を計画し、夢の島熱帯植物館等夢の島公園内の施設へのアクセス経路を確保する。

(2) 予測に反映しなかった措置

- ・資材の搬出入に際しては、走行ルートの検討、安全走行等により、騒音及び振動の低減に努める計画である。

9.4.4 評価

(1) 評価の指標

評価の指標は、自然との触れ合い活動の場及び人と自然との触れ合い活動の現況とした。

(2) 評価の結果

1) 自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度

事業の実施により、計画地内の自然との触れ合い活動の場の一部は改変されるが、周辺の自然との触れ合い活動の場の改変は生じない。また、フィールドには約 20,000m²の張芝を行う計画であり、新たな触れ合い活動の場が創出される。

また、大会後にはアーチェリーを中心に様々なスポーツの機会を提供し、新たな自然との触れ合い活動の場として活用されると考える。

以上より、周辺の自然との触れ合い活動の場の現状は維持され、かつ、計画地内に新たな自

然との触れ合い活動の場が創出されることから、地域の自然との触れ合い活動の場は充実し、評価の指標は満足するものと考える。

2) 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度

事業の実施における建設機械の稼働、工事用車両の走行により、計画地周辺における自然との触れ合い活動が阻害されるおそれがあるが、排出ガス対策型建設機械及び低騒音型建設機械の採用、低公害型の工事用車両を極力採用、不要なアイドリングの防止等のミティゲーションを実施することにより、その影響を低減する。

以上より、周辺地域における自然との触れ合い活動の現況は維持され、評価の指標を満足するものと考える。

3) 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

事業の実施における工事用車両の走行については、近接する自然との触れ合い活動の場への利用経路のほとんどが駅等から歩道や歩道橋によって歩車分離が確保されている。夢の島公園内の一般来園者の通行ルートと工事用車両の走行ルートが重複する区間については、道路保安用品による歩車分離等も含めた交通安全対策の実施や交通整理員の適切な配置を行うことにより、一般歩行者の通行への影響を低減する。また、夢の島公園内の園路等を占用する工事を行う場合には、代替路を設定するとともに、交通整理員の配置等を計画し、夢の島熱帯植物館等夢の島公園内の施設へのアクセス経路を確保する計画としており、利用経路に与える影響は小さいと考える。

以上より、周辺の自然との触れ合い活動の場までの利用経路は維持され、評価の指標を満足するものと考える。